

第2章 豊かな自然環境と安らぎ・活力ある地域づくりの推進

1 「森の京都」との連携～京都丹波高原国定公園の誕生～

① 「京都丹波高原国定公園」の誕生

南北に細長い府域を貫流する由良川及び桂川水系の川は、生きとし生けるものすべての命の源として、また、源流・上流域から下流域までの人々の暮らしを支え、人々の生活文化を育む礎として大きな役割を果たしてきました。この由良川・桂川の上中流域に、28年3月、府の中央部、京都市、綾部市、南丹市及び京丹波町にまたがる約6万9千haが国定公園の指定を受けました。全国で57番目、府内では、琵琶湖国定公園、若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園に次ぐ「京都丹波高原国定公園」の誕生です。これにより府内面積の約5分の1が国定公園の区域に指定されることになりました。

国立公園・国定公園等の**自然公園***制度は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

今回、府では、里地里山景観、生物多様性の状況、さらに文化的要素も兼ね備え、国定公園としての景観要件を備えていることを確認した上で、27年9月に環境省へ申し出を行いました。その後、中央環境審議会委員の視察を経て、28年2月の中央環境審議会で指定が適当であるとの答申が出されました。府では、国定公園内の主な見所に対して多言語の案内板を設置するとともに、関係市町や関係機関の協力を得て国定公園のインフォメーションコーナーを設置するなど、指定を迎える準備を進め、28年3月に指定記念式典を挙行しました。

図1-18 国定公園モニュメント



② 「知事と和い和いミーティング」の開催

府では、府中部の6市町（京都市右京区京北地域、福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町）を対象に「森の京都」と銘打ち、地域振興の取組を進めており、この地域とオーバーラップする京都丹波高原国定公園の指定についても、その一環として取り組んできました。27年11月28日（土）、知事による芦生の森の視察の後、美山町自然文化村・かやぶき別館において、28年度にターゲットイヤーを迎える「森の京都」をテーマに、第200回「知事と和い和いミーティング」が開催されました。

図1-19 知事と和い和いミーティング



図1-20 芦生の森での知事視察



図1-21 芦生の森（巨木）



ミーティングでは、「森の京都」が誇る魅力や、森とともに地域の皆さんが育んできた自然や文化を継承していくための課題や取組等について、地元の方々や南丹市長とともに意見交換を行いました。

図1-22 京都丹波高原国定公園の主な見どころ



2 「海の京都」との連携～山陰海岸ジオパーク～

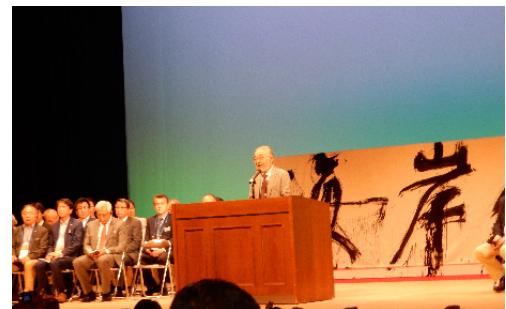
①アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）山陰海岸シンポジウム

日本海に面する府北部地域は、古代から大陸との交流の窓口として栄え、多くの神話の舞台となった、いわば「もうひとつの京都」です。山陰海岸ジオパーク*の府域は、「海の京都」と府が位置付けている地域に位置しています。

図1-23 「APGN山陰海岸シンポジウム」開会式

27年7月18日から11月15日まで「海の京都博」が開催され、開期中の9月15日から20日にかけて「APGN山陰海岸シンポジウム」が開かれました。講演やイベント等に広く海外から参加（参加登録人数366人）があり、全参加者は1,000人を越えました。

また、9月15日、16日の両日は、ジオパーク活動に不可欠な日本全国のジオパークガイドが一同に会し、ガイド相互間の交流やスキルアップ等を図ることを目的とした、「日本ジオパークネットワークガイドフォーラム」が開催され、京丹後市では立岩や大成古墳群等を巡るツアーを実施し、山陰海岸の魅力を発信しました。



②世界ジオパークのユネスコ正式プログラム化

地質遺産を含む自然的な要素のある地域を一種の公園として活用するジオパークについて、地質遺産を保護し、研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かすことを目的として、16年に世界ジオパークネットワークが設立・運営されてきました。27年11月には、これまでのNGOによる運営が見直され、新たに世界遺産等と同じくユネスコが直接管理する正式なプログラムと

なりました。

ユネスコの正式プログラムとなるのは、世界33カ国、山陰海岸ジオパークを含む120カ所の世界ジオパーク（27年9月現在）です。

この正式プログラム化を受け、山陰海岸ジオパークを含めた日本国内8カ所の世界ジオパークの関係9府県が、ユネスコ世界ジオパーク連合として記念キャンペーンを実施（28年2月2日・東京国際フォーラム）し、ジオパークの推進を宣言するとともに、記念品やパンフレットの配布、動画配信等によるPRを行いました。

また、ユネスコ正式プログラム化が地方創生に結び付くことを期待して、2月14日にはホテルニューオオタニ鳥取で記念シンポジウムが開催され、世界ジオパークの意義を発信しました。

図1-24 記念キャンペーン



図1-25 記念シンポジウム



第3章 府民生活の安心・安全

1 放射線監視体制の強化

①放射線測定所における非常用電源の整備

府では、府内31カ所に設置した放射線測定所等において、空間放射線を常時測定し高浜発電所・大飯発電所による放射線の影響を監視しています。

26年度には停電時等においても放射線測定を継続できるよう、国の放射線監視等交付金を活用し、高浜発電所のUPZ*（おおよそ30km圏）内にある放射線測定所11カ所において太陽光発電設備を備えた非常用電源（蓄電池）を設置しました。府有施設に積極的に太陽光発電設備を導入することにより、地球温暖化対策の推進にも貢献しています。

【概要】

○設置箇所：放射線測定所11カ所

日出（伊根町）、上司（宮津市）、塩汲、岡安、
地頭（以上舞鶴市）、老富、八津合、上杉（以上綾部市）、
本庄（京丹波町）、島、盛郷（以上南丹市）

○太陽電池容量：合計約60kW

図1-26 塩汲測定所（舞鶴市）



図1-27 八津合測定所（綾部市）



図1-28 日出測定所（伊根町）



2 不法投棄対策の新たな取組

府では廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、体制を整備し、徹底した監視指導に取り組んでいますが、府民に身近なゴミの不法投棄に関する問題は後を絶たない状況にあります。府民の安心・安全で快適な暮らしを守るためにも早期に発見し、解決すべき問題であることから、早期発見・早期対応の強化を図っています。

こうした対応の強化により、同一場所において反復継続される大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、山間部等の人目に付きにくい場所への不法投棄は依然として多く、他府県から持ち込まれるものや暴力団が関係したもの等、悪質・巧妙化する不法投棄のほか、小規模な不法投棄も依然として後を絶たない状況です。

なお、26年度の大規模な産業廃棄物の不法投棄（10トン以上のもの）は延べ約300トンありましたが、すべて指導により撤去措置を講じています。

図1-29 不法投棄された産業廃棄物の撤去状況



①休日を含む監視指導の徹底

府では、各振興局に産業廃棄物不法投棄等監視指導員を計12名配置して、府内一円で休日も含めた監視パトロールを実施しているほか、府県を越えて広域に移動する産業廃棄物の適正処理指導のため、隣接府県と合同で、府県境における産業廃棄物積載車両の路上検問を実施しています。警察や海上保安庁とも連携し、ヘリコプターによる上空からのパトロール（スカイパトロール）や巡視艇による海岸沿いの不法投棄にも目を光らすなど、陸海空の多角的な監視パトロールを実施しています。

図1-30 産廃車両検問



図1-31 スカイパトロール



府警航空隊の協力を得て、ヘリコプターからの上空監視により、山間部等の人目が付きにくい場所の不法投棄を早期に発見し、迅速な対応を行っています。

図1-32 海上パトロール



海上に対する不法投棄の監視や海岸に面した崖上道路等からの不法投棄の実態把握を行うため、舞鶴海上保安部の協力を得て、巡視艇による海岸線の監視パトロールを実施しています。

②宅配事業者との情報提供協定の締結

産業廃棄物不法投棄情報ダイヤル（0120-530-993）や通報専用電子メールアドレス（fuhotoki

@pref.kyoto.lg.jp) を開設し、不法投棄の情報提供を広く府民に呼びかけるなど、府民と関係機関が一丸となって不法投棄等の監視強化を図っています。その中、府内の宅配等事業者5社と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」を27年11月13日に締結し、配送中に不法投棄を発見した際に府に通報をしてもらうほか、配送車両には不法投棄防止の啓発ステッカーを掲示するなど、府民・事業者とともに不法投棄を監視し、発見する取組を始めています。

図1-33 「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」の締結



協定締結式

パトロール出発式

掲示ステッカー

協定締結事業者

西濃運輸株式会社
福山通運株式会社

日本通運株式会社
ヤマト運輸株式会社

日本郵便株式会社
(五十音順)

③ I C T（情報通信技術）活用による通報体制の整備

27年度から、休日もパトロールしている不法投棄等監視指導員に携帯端末（スマートフォン）を配備し、端末のG P Sシステムを利用して、パトロール車の運行状態を本庁にて一括で把握しています。端末の画面上への監視ポイント等の表示や、通報地点の特定も容易になり、監視指導員の現場急行の支援機能を備えました。

また、府と協定を締結した宅配等事業者からの不法投棄情報や、情報ダイヤルに寄せられた府民の方からの通報を本庁において集約した上で、管轄の保健所や周辺パトロール中の監視指導員に現場急行させて対応に当たらせるなど、通報体制を整備し、早期対応の強化を図りました。

図1-34 I C Tによる通報体制



④府民と一体となった取組

府では府民とともに、産業廃棄物の不法投棄の撲滅を図り、美しい京都の環境を守るために、全力を挙げて取組んでいます。

不法投棄をなくすためには、行政指導や取締りの強化と合わせて、府民一人ひとりの「不法投棄をしない、させない、許さない」という気運を盛り上げることが重要です。このため、府内の府民団体・事業者団体・行政機関等による「不法投棄等撲滅京都府民会議」（会長：知事）を結成し、未然防止対策の取組や不法投棄を許さない環境づくりを推進しています。

また、産業廃棄物の適正処理に向けた講習会の開催（府北部・南部）や、業界団体との広報・啓発活動等、業界のスキルアップのための環境整備にも努めています。

図1-35 街頭啓発活動

